

【睦合西地区】令和6年度あつぎタウンミーティング実施結果

日 時: 令和6年8月27日(火) 午後5時50分～午後7時10分 会 場: 睦合西公民館 2階集会室 参加者: 地区の自治会長(8名)、公民館地区館長、市長、副市長、教育長、企画部長、企画部次長、総合計画担当課長、公民館・地区市民センター長
--

自治会長からの意見	市長等からの回答
意見1 各種役員等の選考及び自治会長の負担軽減について	
【林第二自治会】 ■地区での各種役員等の推薦については、自治会に依頼されることが多く、その選考には大変苦労しているのが実態です。自治会内の役員はもとより、民生委員や防災、防犯関係など役員の推薦があり、自治会加入率が市内で60%を切っている現在、役員を探すのが非常に難しい状況です。 自治会役員を探すのも大変な状況の中、自治会長の当て職等もあり、公民館地区の正副会長になると、各種団体の役員を兼任することとなります。現在、市民協働推進課でアンケートの取りまとめが行われていますが、負担軽減に向けて、更なる推進が必要と思われます。 また、新しい家ができた際には、直接伺って、自治会に加入していただくようお話しています。市においても、自治会の加入率の維持に向けてアプローチをしていただきたいです。	■自治会は、地域におけるコミュニティづくりを始め、災害時の共助の要として中心的な役割を担っており、行政の最も重要なパートナーです。自治会の皆様には行政からも様々なお願いをしていますが、自治会の負担軽減は重要な課題として捉えており、全庁を挙げて取り組んでいます。特に各委員の選出等についてもスムーズに行えるよう検討するとともに、デジタル化を推進し、自治会の負担軽減を図っています。皆様のお声をいただき、課題等について、より一層検討を進めていきます。 また、各自治会の自治会加入に向けた取組を大変有り難く思っています。市としても自治会の加入率の促進に向けて取り組んでまいります。 (担当課: 市民協働推進課)
意見2 市役所跡地の利用及びバス発着所について	
【林第二自治会】 ■市役所跡地の活用について、検討が進められておりますが、新たな文化施設の建設も検討されていると伺っています。現在、改修されている文化会館も、あと数十年継続して使うことを考えますと、文化施設という意味では同様の施設が二つできることとなります。おそらく文化施設ごとにコンセプトは異なると思いますが、この二つの文化施設の整合性をどうするのか伺いたいです。 次に、保健福祉センター横の大型バスの発着所の土地についても、市の施設の一環として使用すると伺っています。民間の大型バス発着所は市の仕事ではありませんが、市民としては旅行などに行く際のバス発着所は必要な施設だと思います。今後、どこに設置するのか、市長の考えをお聞かせください。	■文化会館については、建物の目標耐用年数まで皆様に安全かつ快適に御利用いただくため改修工事を実施しています。市民の皆様の理解も得られるよう、文化の拠点施設として利用してまいります。 本庁舎跡地については、先般、関係団体の代表の方、学識経験者、また公募市民で構成される厚木市本庁舎敷地跡地活用検討委員会の皆様方から、多目的ホールやアリーナなどの機能の導入についての提言をいただきました。 文化会館は文化芸術に取り組んでいる市民の皆様の発表の場として、また、本庁舎跡地においては、本庁舎跡地はアリーナ等々をスポーツ、文化芸術、また展示会場等として利用いただくなど、区分けした中で、厚木のシンボルとなるものと考えていきたいと思っています。本庁舎跡地についても、複合施設、アミューあつぎとともに点ではなく面で捉えて、新たな厚木のまちづくりの展開に向けて取り組んでまいります。 企業バスの発着所については、本市の長きに渡っての課題であると認識しています。現状、平成30年4月からは令和7年3月までの期間で暫定供用していますが、今後、代替地を引き続き検討してまいります。企業バスの発着所は、企業にとっても、観光の面でも、また働く場所においても、大変重要であると思っていますし、厚木を選んでいただけるよう、引き続き、皆様からも御意見をいただきながら取り組んでまいります。 (担当課: 行政経営課、産業振興課、文化魅力創造課)
意見3 既存のスポーツ施設維持の支援(既存の運動施設の維持管理への支援活動)について	
【林第4自治会】 ■地区内のツユキ及川球技場、及川グラウンド・ゴルフ場、吾妻町青少年広場について、市民の運動への参加機会を増やし、健康の維持とコミュニケーションを促進するため、整備を検討いただきたいです。 ツユキ及川球技場は、多くの市民が利用していますが整備が足りていません。野球やサッカー等、様々な競技で使用し、近隣の自治体の方も集まって大会を開催していますが、安全用フェンスの緩衝材も穴が開いたり亀裂があったりしています。ダックアウトには数年に渡って暫定処置のテープが貼り付けられている状態です。県央の中核を担う市として改善をお願いします。アナウンスもグラウンドで聞き取りにくいことがあります。防災拠点でもあり重要な拠点でもあるので放送設備の見直しをお願いします。 及川グラウンド・ゴルフ場については、新型コロナの影響で当初の計画からかなり遅れていると伺っています。昨今の暑さの中、子どもから大人まで幅広い層が利用し、手足も汚れますが、水道も電気ありません。暫定的でも良いので水を引いていただくよう、早期の対応をお願いします。 吾妻町青少年広場は、地域の高齢者の貴重な運動場となっています。広場の管理は各自治会が担うのが基本ですが、使用している団体も高齢化が進んでいること、また広場は土の部分が多く、雑草が生えやすいことから除草作業はかなり困難です。市に相談しましたが、管理ができないようであれば閉鎖や返上の可能性もあるとのことでした。広場に砂をまき、草が生えにくくすることも検討し提案しましたが、予算の面で難しいそうです。自治会で管理ができないのであれば、すぐに閉鎖というのではなく、高齢者の健康維持と促進のため、広場を継続して利用できるよう、私たちと共に検討していただき、支援をお願いします。	■ツユキ及川球技場については、少年野球のほか、様々なスポーツにおいても、地域の皆様や市内外の方々に御利用いただいています。また、このツユキ及川球技場はネーミングライツを導入しており、ネーミングライツの利用料は、この競技場の整備等々に使われているので、御指摘いただいた緩衝材破損等については、早急に対応してまいります。 及川グラウンド・ゴルフ場については、スポーツ広場には水や電気も必要であると認識していますので、今年度中に井戸の設置に向けた調査を行い、井戸水を利用できる場合には、保健所にも申請をしながら、安心安全な飲料水を皆様に御提供できるよう、関係部署と調整し、検討を進めてまいります。 吾妻町青少年広場については、市と自治会で管理委託協定を締結し、除草作業等は原則、自治会で行っていただくことで御協力いただいています。高齢化等で草刈り等の整備が難しくなってきたことは承知をしています。必要に応じて、市においてもと支援をしてまいります。 《実施日以降の対応状況等》 ツユキ及川球技場については、指定管理者と連携を取り、必要な修繕について優先順位をつけ対応を行っています。 及川グラウンド・ゴルフ場の水道については、水道管の延伸距離などの理由により、水道設備の設置が難しい状況であり、代わりに井戸を設置することができるよう、令和6年度に井戸の掘削調査を実施する予定です。しかしながら、及川グラウンド・ゴルフ場の立地が小鮎川・荻野川に挟まれており、神奈川県より深度10m未満の取水は河川法による制約を受けているため、取水の深度条件をクリアした上で、地下水の有無の確認を行ってまいります。なお、地下水が確認できた際には、保健所などの関係部署と井戸水の衛生条件を確認し、設置に向けた調整を進めてまいります。 吾妻町青少年広場については、市と自治会で締結している管理委託協定に基づき、除草作業等を引き続き自治会で行っていただきながら、必要に応じて、市において支援してまいります。 (担当課: スポーツ魅力創造課)

意見4 厚木市民憲章の3番目「教養を豊かにし、文化の高いまちを作りましょう」について

【及川第3自治会】 ■自治会を活性化させるのに必要な要素は、その地域住民の社会に対する関心度の高さによるのではないかと考えています。先般、広報あつぎを読み、厚木市で多岐にわたる極めて良い講座が開催されていることを知りました。 厚木市の生涯学習プログラム等が活発に展開されて、市民の文化レベルが向上されることに期待します。	■皆様が生きがいづくりの一環として、また夢を育みながら、自ら学び成長できる元気なまちをつくっていくため、市民、市民講師、また関係機関等と連携を図りながら、各種の講座を開催しています。今度も、皆様のアイデアをいただきながら、各種の事業を展開してまいります。 また、市内には、世界に名だたる企業があり、市民の皆様に向けた開放日なども設けられており、子どもたちが夢を持ていただけるような取組も行われています。本市からも優れた技術を有する企業に働き掛け、市民の皆様に素晴らしい企業の製品や取組を知っていただける機会を作ってまいります。 (担当課:生涯学習課、産業振興課、文化魅力創造課)
---	--

意見5 老人憩いの家の名称について

【林第一自治会】 ■老人憩いの家の名称について、若い人も子どもも使うので「老人」を取り「厚木市憩の家」に変更してほしいです。	■幅広い方々が利用することから「厚木市憩の家」という名称も良いアイデアだと思います。改めて研究してまいります。 (担当課:福祉総合支援課)
--	---